
平成30年第大和町議会3月定例会会議録

平成30年2月28日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	主 査	本 木 祐 二
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開会前

議長 (馬場久雄君)

皆さんおはようございます。

まだ定刻前ではありますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから会議を開かせていただきます。

通年議会を採用してから初めての定例会議という形になります。今回、新年度の予算を確定するという形で重要な議会であります。皆様方の慎重なるご審議よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまから、平成30年大和町議会3月定例会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番千坂裕春君及び9番浅野俊彦君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議長 (馬場久雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から3月15日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日から3月15日までの16日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」

議 長 （馬場久雄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりであります。ご了承ください。

町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

大和町議会3月定例会会議開催に当たりまして、施政方針を申し上げたいと思っております。

本日ここに、平成30年大和町議会3月定例会議の開催に当たり、平成30年度行財政運営の考え方と一般会計当初予算案を初めといたします諸議案の概要についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、平昌オリンピック冬季五輪は、日本が冬季五輪での史上最多となるメダルを獲得して、2月25日に閉幕いたしました。フィギュアスケートの男子シングルス種目で、吉岡宿の史実を題材にした映画「殿、利息でござる」の仙台藩主伊達重村公を演じていただきました羽生結弦選手が、同種目では66年ぶりの快挙となります。2大会連続の金メダルを獲得されました。また、この金メダルが冬季五輪通算1,000個目となる記念すべきメダルとなったそうでございます。

本町でも、羽生選手の金メダル獲得を祝い、快挙をたたえる懸垂幕を3月5日から掲示することといたしております。

次に、ことしに入りまして、企業立地に関する動きが相次いでありました。

初めに、東京エレクトロン宮城株式会社様では、昨年3月から建設中でありました新物流棟が完成し、1月11日に竣工式が執り行われました。同社が生産するエッチング装置の市場は、今後も大きな成長が見込まれますことから、新物流棟の竣工により生産能力をさらに強化されて、今後も持続的な成長を続けられることを期待しているところでございます。

また、プライムアースEVエネルギー株式会社様は、1月15日にハイブリッド車の需要増加に対応するため、宮城工場地内におきまして現在建設中の宮城第4工場に引き続き、5棟目となります工場を建設することを発表されました。リチウムイオン電池生産用の工場としては、第4工場に引き続き2棟目となります。

また、東京都稲城市に本社のあります株式会社ワイ・デー・ケー様は、2月5日宮城県庁におきまして、宮城県及び本町と企業立地協定を締結いたしました。同社は、大和リサーチパーク内に約1万2,000平方メートルの用地を取得されておりました。同地に、半導体製造装置を生産する工場を建設し、7月に操業を開始する予定でございます。工場は鉄骨一部2階建て、総床面積は4,293平方メートルで、操業当初は約40人を雇用する予定となっております。

次に、8,000ベクレル以下の汚染廃棄物処理方針案につきましては、昨年12月27日に宮城県知事と県内4圏域の広域行政事務組合等の協議により、試験焼却の一斉開始の方針を転換して、準備や合意の整った圏域から2月上旬以降順次行うこととされました。黒川地域行政事務組合では、環境管理センターに建設中の新焼却炉の完成も予定されておりますことから、それらの状況も鑑みながら焼却の時期を決定するとのことでございます。

さて、我が国の政治経済の状況でございますが、平成30年2月の月例経済報告によれば、個人消費や輸出は持ち直し、設備投資や生産も増加しており、企業収益、企業の業況判断は改善しているとされており、わが国経済の基調判断といたしましては、緩やかに回復しているとしております。

また、雇用情勢も着実に改善しており、消費者物価は横ばい状況であり、先行きにつきましては、各種政策の効果もあって、緩やかに回復が続くことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要もあるとされております。

このような中で政府は、東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくことといたしました。このため「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「ニッポン一億総活躍プラン」などを着実に実行し、さらに人づくり革命と生産性革命を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、昨年3月に決定した「働き方改革実行計画」に基づき、関連法案を提出するとともに、高度プロフェッショナル制度の創設や企画業務型裁量労働制の見直しなどの法改正を早期に図りながら、平成29年度補正予算を迅速かつ着実に実施し、平成30年度予算及び関連法案の早期成立に努め、好調な企業収益を投資の増加や賃上げ・雇用環境のさらなる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大を実現するとされました。

また、政府が1月20日に閣議決定しました「平成30年度の経済見通しと経済財政運

営の基本的態度」によりますと、平成30年度の経済見通しは、経済の好循環がさらに進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれ、物価については、景気回復により上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれ、この結果、平成30年度の実質GDP成長率は1.8%程度、名目GDP成長率は2.5%程度、消費者物価は1.1%程度の上昇が見込まれるとされました。

このような見通しの中での平成30年度予算は、経済・財政再生計画の集中改革期間の最終年度の予算として、経済再生と財政健全化の両立する予算とされました。これまでの歳出改革の取り組みを強化しつつ、人づくり革命では、人生百年時代を見据え社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し人への投資を拡充し、生産性革命では、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるため生産性向上のための施策を推進することとされました。また、財政健全化では、一般歳出・社会保障関係の伸びについて、「経済・財政再建計画」の目安を達成することとされ、国債発行額を6年連続で縮減し、一般会計プライマリーバランスの改善も図られているものとされております。

その結果、国の一般会計予算の規模は、総額97兆7,128億円とし、前年度予算に比べ0.3%増の予算となり、歳入において税収は前年度予算比2.4%増の59兆790億円を見込み、一般歳出の規模は58兆8,958億円で、前年度予算比0.9%増となっております。

また、地方財政につきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」を踏まえ、国の一般歳出の取り組みと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源は、平成30年度までにおいて、平成27年度の水準を下回らないよう実質同水準を確保することとされました。歳出面では、公共施設等の老朽化対策を初め適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費が4,800億円に増額され、まち・ひと・しごと創生事業費は引き続き1兆円を確保する一方、公共施設等の老朽化対策、維持補修の経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を確保した上で、地域経済基盤強化雇用等対策費が廃止されました。

地方交付税につきましては、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税の法定率分と加算措置は15兆3,606億円となり、当特別会計から地方団体に交付されます地方交付税交付金は、平成29年度から3,213億円減の16兆85億円とされております。

次に、町の平成30年度の予算編成について申し上げます。

予算編成は、昨年11月7日に開催いたしました予算編成説明会において方針を示すことによりスタートしたものでありますが、今年度も平成30年度から3年間の財政見通しを策定し、単年度ごとの政策、事業執行に加え、町の課題への対応検討を複数年

度の財政状況を踏まえて計画的な対策対応を図ることとしたものであります。

また、基本方針につきましては、国の予算編成や地方財政対策、社会保障税一帯改革など、制度改革に対して、その動向の把握に努め、迅速かつ的確な対応を図ることとしたものであります。

まず、本町の歳入予算の根幹であります町税につきましては、企業業績の好転により増加を見込んでおりますものの、一方で地方交付税は普通交付税が町税収入の伸びによる基準財政収入額の増加により平成29年度の額を大幅に下回ることが見込まれますことから、一般財源の総額は、平成29年度と同水準となっているところであります。

一方、歳出におきましては、地域発展に向けた取り組みが徐々に実を結ぶ中、子育て支援等から扶助費については、引き続き自然増となる状況であります。さらに、地方分権の進展や少子高齢化の進行から、地域を取り巻く環境の変化等を踏まえての第4次総合計画に基づく事業を主眼に展開した施策や、維持補修費等、施設の老朽化による費用も増加傾向にあり、その中でも投資的経費につきましては、子育て支援住宅や宮床児童館の整備のほか、都市再生整備事業によりますもみじヶ丘歩道橋の改修と公園整備、宮床吉岡線（高田中央橋）の橋梁改築に取り組みますことから、平成29年度に比較して倍増となるものでございます。

編成いたしました予算を通して、新年度の町財政を見ますと、歳入面では平成29年度の実績から推計いたしまして、個人町民税が約9,100万円の増加、法人町民税では2倍を超える約6億5,300万円の増加、固定資産税においても、復興特区法の減免や新築軽減等の見通しから、約9,100万円の増加、軽自動車税につきましては、ほぼ前年度同額程度、町たばこ税につきましては、加熱式たばこの普及から約3,000万円の減少を見込み、町税全体では8億789万8,000円の増額計上といたしております。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、地方消費税交付金が税制改正による清算基準の見直しにより1億1,000万円の増額計上とし、それ以外は前年度の収入状況により計上いたしましたところでございます。

また、臨時財政対策債は、前年度より5,000万円減額の3億円とし、さらに民生債は前年度同額、衛生債は730万円の減となりましたことから、町債総額は3,070万円減の3億3,820万円を見込み、歳出の公債費元金償還額との増減により年度末町債残高は約1億7,303万円減少する見通しとなっております。

国庫支出金につきましては、民生費負担金が約4,000万円の増額、高田中央橋改築、都市再生整備計画事業に係ります土木費国庫補助金が約1億2,500万円の増額により、約11億7,300万円となったものでございます。

また、県支出金は、民生費負担金、農林水産業費補助金等の増額により約6,850万円増の約6億7,270万円と計上いたしましたところでございます。

地方交付税につきましては、町税の平成29年度収入見込みにより、普通交付税は7億1,400万円減の5,000万円を見込んでおります。特別交付税は前年度同額を見込み、震災復興特別交付税につきましても、東日本大震災復興特別区域法に基づく固定資産税減免相当分について約4,700万円減少の見込みにより、全体では約7億6,100万円減額の5億3,428万8,000円となったものでございます。

基金繰入金は、財政調整基金から約8億2,400万円、防衛施設周辺調査交付金基金から約9,200万円、長寿社会対策基金から1,000万円の繰り入れを措置いたしております。

次に、歳出であります。重点事業や主な施策についてご説明申し上げます。

最初に、「もっと夢を、大和町に生きる気概と誇りを子どもたちに」についてであります。

第1に、教育環境の整備といたしましては、宮床中学校の校庭拡張事業につきましては、最後の工事となります取付道路の舗装工事を実施いたすものであります。

第2に、「大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられます学習の場の提供と自然豊かな環境の中での「志」を高める事業、放課後学習や土曜学習「まほろば塾」、学校図書支援員、学習支援員の配置、林間教育などの人づくりプロジェクト事業を昨年に引き続き実施してまいるものであります。また、児童の学習環境の充実と学力向上のための総合的な児童支援も継続してまいります。

学校施設及び社会教育関係施設の老朽化対策につきましては、現在使用を中止しております総合運動公園のテニスコート改修工事を行うほか、継続してまほろばホールの修繕事業を実施してまいります。

次に、「もっと安心を、子育て・福祉・健康支援を一人ひとりの町民に」についてであります。

第1に、本町の喫緊の課題であります周辺地域の人口流出や児童数の減少に歯どめをかけるための子育て支援住宅整備事業であります。平成29年度に造成設計を行いました吉田・鶴巣地区につきましては、敷地造成工事に着手することとし、都市計画法上の手続きに時間を要しておりました落合地区につきましても、地区計画の決定に向け準備を進め、造成設計に着手することといたしております。また、宮床地区の事業用地の確保と施設の老朽化対策のための宮床児童館整備事業につきましては、建設工事を実施してまいります。

第2に、交通弱者への対応としまして、「高齢者福祉タクシー事業」及び「障害者交通費助成事業」を実施してまいります。

創生総合戦略に掲げました子育て世帯等移住・定住応援事業、三世代同居応援事業、第三子支援事業、出産祝い品贈呈事業、高等学校等通学費助成事業につきましては、引き続き実施してまいります。

継続事業といたしましては、入院・通院の保険診療の自己負担金を所得制限なしで18歳まで助成する「あんしん子育て医療費助成事業」のほか、私立保育園運営事業、認可外保育施設利用者補助事業、放課後児童クラブ運営事業、児童支援センター運営事業などを引き続き実施し、安心して出産・子育てができる環境の確保を図ってまいります。

そのほかにも、本庁舎窓口への手話通訳者並びに生活保護相談員につきましても引き続き配置を図り、来庁される方々のご不便の解消を図ってまいります。

また、母子保健事業や健康たいわ21推進事業、食育推進事業を継続して実施してまいりますとともに、がん検診や一般健診につきましては、これまでの検診に成人歯周病検診を加えてまいります。また、生活習慣病の予防に関する知識の普及啓発や、地域を指定しての推進事業により、町民の皆様の健康を支え守るための社会環境の整備を図ってまいります。

次に、「もっと安全を、災害に強い町に」であります。

防災対策の充実に関しましては、東日本大震災や9.11関東・東北豪雨災害を教訓に、地震や風水害、火災時に備えた防災対策のさらなる強化を図るため、老朽化いたしております中町班の消防ポンプ車を更新することといたしております。

次に、「もっと元気を、文化・産業・交流・賑わいを大和町に」であります。

第1といたしましては、観光案内所の拠点として設置した吉岡宿本陣観光案内所を引き続き設置し、大和町への積極的な来訪者の呼び込みとおもてなしを行うとともに、観光施設整備として、老朽化した七ツ森遊歩道入り口のトイレ改修工事を実施してまいります。

第2に、農林水産業の新興に関しまして、平成30年産から米の生産調整が廃止されるなど、本町の基幹産業であります農業経営を取り巻く環境は急変著しく、厳しさを増しておりますことから、農地・水・環境の良好な保全と資質向上を図るため、多面的機能支払交付金事業、水田農業対策事業等を中心に振興を図ってまいります。さらに、有害鳥獣対策につきましては、イノシシ対策といたしまして、新たに被害防止策等の購入者に対する補助を実施してまいります。

また、農業経営基盤の整備といたしまして、八志田堰用水路改修事業を継続して実施することとし、さらに中山間地域の耕作放棄地の防止・解消を図るため、国の補助制度を活用して中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでまいります。

林業振興は、森林機能の多面的機能保持の観点からの民有林育成対策事業に引き続き取り組んでまいります。

水産業振興は、伊達いわなの普及を図るため、産業まつりでの試食や本陣案内所へ展示水槽を設置してPRを図ってまいります。

第3に、商工業振興であります。

企業の誘致につきましては、順調に推移しておるところであり、新たな雇用の創出などを視野に入れながら、今後も財政基盤の確立や就労の場の確保に向けて、引き続き活動を展開してまいります。

また、中小企業者の資金面の支援策として、中小企業振興資金の利子補給や債務保証料等の支援継続に加えて、マル経（小規模事業者経営改善資金）につきましても利子補給を行うこととし、商店街の再生と活性化を図るため、サブロー商品券の発行の補助をするなど、商工振興事業や商店街担い手支援事業に引き続き取り組んでまいります。さらに「店舗物件取得・改修事業」によります空き店舗を活用して商店街の活性化も図ってまいります。

第4に、ごみ収集体制・処理施設の充実に関しましては、各行政区で設置いたしておりますクリーンステーションの整備促進を図るとともに、吉岡南地区のクリーンステーションにつきまして、塗装修繕の費用を計上いたし、周辺地域を含めた地域環境整備事業に取り組んでまいります。

第5に、社会資本の整備であります。交通基盤の充実・強化に関しましては、台ヶ森線、大角大松沢線等の舗装修繕、大崎三ノ関線等の側溝修繕を行うほか、町単独事業といたしましては、小鶴沢線の舗装改良事業に取り組んでまいります。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業といたしましては、流通平1号線、若柳大平線のほかの路線の改良事業を継続いたすほか、宮床山田線の設計費用を計上いたしております。

そのほか、公園整備事業といたしまして、都市再生整備事業のもみじヶ丘歩道橋、杜の丘地区の公園整備事業を実施してまいります。

上下水道関係につきましては、漏水対策としましての配水管布設事業、松坂ポンプ場電気設備等の改修工事、公共下水道の整備事業といたしましては、管路耐震補強工事や、マンホールポンプの更新等を実施し、住環境及び産業活動環境、公衆衛生の向

上と防災対策をあわせて図ってまいります。

第6に、健康づくり推進につきましては、仙台大学と連携して、肥満の予防と健康的な運動習慣や食習慣の正しい知識の普及啓発や、子供からの健康づくりを進めてまいりました地区モデル事業を、引き続き宮床地区を対象に実施してまいります。

第7に、公共交通の充実・強化に関しましては、引き続き「宮床線」の町民バス、そしてデマンドタクシーを運行してまいります。

最後に、「そして創生を」であります。

第1は、「みんなで進める協働のまちづくり」であります。

町民サービス向上に配慮した組織体制として、行政組織強化のために、職員研修の強化を図ってまいります。職場内研修のほかに、職場外の研修として、市町村職員研修所、市町村アカデミー等への研修派遣を行うほか、新規採用職員の陸上自衛隊大和駐屯地生活体験入隊等を行い、人口増加や多岐にわたる行政需要に対応するため、事務の効率化や適正迅速な事務処理などの町民サービスの向上に資する職員の資質の向上に努めます。

第2は、「計画の推進管理と推進体制」であります。本町のまちづくりの基本目標や基本方針として平成21年3月に策定いたしました第4次総合計画は、社会情勢の変化や人口の増加などの新たな課題などを踏まえ、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら、平成27年度に「子育て」「定住」「教育」をキーワードに見直しを行ったところであり、平成30年度は見直し後の3カ年目として、子育て支援と中心市街地と周辺地域の均衡ある住環境の確保を主要課題に、事業の展開等を行っていく所存でございます。

以上が、平成30年度の主要施策の概要であります。経常的な施策事業につきましても、あわせて措置しているところでございます。

これらの内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要であります。一般会計予算総額103億5,200万円で、前年度に比較して5億6,100万円、5.7%の増となったところであります。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業勘定特別会計では、国民健康保険の管理が県に移行することにより減額、また、介護保険事業勘定特別会計は、介護保険給付費の増額となっております。

財産区特別会計につきましては、三財産区会計ともそれぞれ所要の措置をいたしておりますが、吉田財産区特別会計には分収造林業務委託事業等の経費を措置いたして

おります。

奨学事業特別会計は、経済的な理由により修学が困難な方への貸付金についての所要の措置をいたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が増額となったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、下水道管移設工事等を措置したことにより増額となっております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、区域内の加入促進とともに維持管理業務経費を措置したものであります。

戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、設置浄化槽の維持管理経費を措置したものであります。

水道事業会計につきましては、安全・安心・安定的な給水に資するよう維持管理に要する経費を措置いたしました。

水道事業会計を除く平成30年度各種会計予算の総額は、158億3,642万5,000円となり、前年度当初予算と比較しまして、3億4,138万6,000円、2.2%の増となったところであります。

以上が平成30年度当初予算概要でございます。

次に、平成29年度補正予算についてご説明申し上げます。

議案第15号の一般会計は、補正額3億3,649万3,000円を減額し、総額を102億4,537万円とするもので、主なものは、各費目におきまして、人件費の調整、執行額の確定、契約の差金、事業費の清算調整によります減額のほか、総務費では基金利子分の積立金の追加措置、職員数の純増に対応するための備品購入、医療費助成に係る防衛施設周辺調整交付金の基金への積立金を措置するものであります。

民生費では、給付の増額に対応する介護保険特別会計への繰出金の増額、老人保護措置費の対象者の増加による追加措置を、農林水産業費は、有害鳥獣対策事業費に捕獲経費、及び実績に伴います排水事業管理補助金を追加し、土木費は準用河川の改修工事の変更に伴う追加を行い、災害復旧につきましては、県営事業負担金の追加、道路単独災害復旧費を減額し、河川補助災害復旧費には追加措置を行うものであります。

これらの財源措置といたしましては、国庫支出金1億2,173万9,000円、財産収入130万8,000円を追加し、県支出金1,047万8,000円、分担金及び負担金449万3,000円、繰入金6,462万4,000円、町債3億5,510万円の減額対応などいたしております。

また、議案第16号から議案第26号までの特別会計等の補正予算につきましても、所

要の措置を講じております。

次に、本日提出しております議案について、その概要を申し上げます。

報告第1号につきましては、1月下旬の南岸低気圧によります降雪により、除雪費に不足が見込まれましたことから、除雪費4,500万円を追加する一般会計補正予算の専決処分を行いましたことを報告するものであります。

報告第2号につきましては、公用車の交通事故に関して損害賠償の額を定め和解する専決処分を行いましたことをご報告するものであります。

議案第2号は、大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲により整備するもの。

議案第3号は、大和町国民健康保険条例につきまして、国民健康保険の管理が県に移行するのに伴い、市町村は事務担当となるため所要の改正をするもの。

議案第4号は、大和町心身障害児就学指導審議会条例につきまして、文部科学省からの通知により就学先決定以降も児童の支援をすることになったことから名称を改正するもの。

議案第5号は、大和町後期高齢者医療に関する条例につきまして、国保で住所地特例の場合、後期高齢についても住所地特例とすることとなったため改正をするもの。

議案第6号は、大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等につきまして、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の改正及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、関係条例3件を改正するもの。

議案第7号は、大和町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例につきまして、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令により改正するもの。

議案第8号は、大和町介護保険条例につきまして、第7期介護保険事業計画策定に伴い保険料率を改正するもの。

議案第9号は、大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例につきまして、サービスメニューが変わったことに伴い所要の改正を行うもの。

議案第10号から議案第12号は、大和町地域活動支援センター条例ほか2条例につき

まして、上位法の引用文に改正があったため所要の改正を行うもの。

議案第13号は、大和町国民健康保険税条例につきまして、平成30年度から財政責任主体が宮城県に移行することによる保険税水準の統一の方向性を見据え、国民健康保険税率を改正するもの。

議案第14号は、大和町都市公園条例につきまして、上位法の引用部分に改正があったため、所要の改正を行うもの。

議案第39号は、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約につきまして、換地処分により組合規約に規定しています組合の事務所の位置を変更するもの。

議案第40号及び議案第41号は、中坪渋井線ほか1路線を廃止し、舞野下草線ほか5路線を新たに町道路線とするものでございます。

以上が平成30年度に執行いたします町政の基本方針と提出議案の概要でございますが、今会期中に除雪費の補正予算に係る議案を追加させていただき予定としておりますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

以上でございますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決を賜るようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これで町長よりの施政方針の表明を終わります。

日程第 3 「報告第 1号 専決処分の報告について（平成29年度大和町一般会計補正予算）」

議長（馬場久雄君）

日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（平成29年度大和町一般会計補正予算）」を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の平成29年度一般会計歳入歳出予算事項別明細書専決第3号もあわせてご準備をお願いいたします。

報告第1号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成29年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により議会に報告いたしますのでございます。

ページ中ほど、専決処分書でございます。

議会の議決により指定されました町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分をいたしました。期日は平成30年1月29日でございます。

2ページをお願いいたします。

平成29年度大和町一般会計補正予算専決第3号でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ4,500万円を追加いたしまして、予算の総額を105億8,186万3,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、議案書3ページ第1表によるものでございます。

それでは、別冊事項別明細書専決第3号の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税1項町民税2目法人につきまして、1節現年課税分に収入済額のうち歳出見合いで4,500万円を追加措置するものでございます。

歳入は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 (蜂谷俊一君)

続きまして、同じページでございます。

歳出でございます。

7款土木費2項1目道路維持費13節委託料、除雪費であります。

本年度の除雪費につきましては、5カ年平均を想定額としまして、4月以降の除雪費等に対応する当初予算及び9月議会にご可決いただきました補正予算、合わせまして総額1億を超える予算をいただき、業務を行ったところでございます。11月から1月の22日までの執行額合計6,600万円ほど、予算額1億円から差し引きますと、約3,400万円の執行残があったものでございます。

1月の23日以降の寒波に伴います大雪によりまして、町内一円に降雪があり、1日の除・融雪費が約600万円を超える状況となり、平成30年1月29日付で委託費4,500万

円を専決処分させていただき、以降の業務を行っておるところでございます。なお、委託費4,500万円につきましては、過去5カ年の各1月、2月、3月の平均額から2月は1月の66%、同じく3月は1月の22%となっておりますことから、それぞれ本年1月実績等から2月3,800万円、3月を700万円と試算し、合計4,500万円としたものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

議長（馬場久雄君）

以上で報告事項1 専決処分の報告について（平成29年度大和町一般会計補正予算）を終了いたします。

日程第 4「報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

議長（馬場久雄君）

日程第4、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

それでは、議案書4ページをお願い申し上げます。

報告第2号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、損害賠償の額を定め、和解することについて、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

5ページをお願い申し上げます。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記といたしまして、1 専決処分事項でございます。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務に属する賠償補償につき、1件50万円以下の範囲内において、その額を定めること及びこれに伴う和解をすることでございます。

2 相手方につきましては記載のとおりでございます。

3 事故の概要でございます。

平成29年12月25日午後3時ごろ、大和町まいの1丁目地内のアパート駐車場におきまして、大和町の職員が公用車を方向転換のため後退させた際に、公用車後部を駐車中の相手方車両左側前部に接触させたものでございます。

損害は、公用車の後部ドアにゆがみと数カ所の傷、相手方の車両は前部バンパーにひずみと擦り傷の損傷を与えたものでございます。

4 損害賠償額でございます。

大和町と相手方は、過失割合を大和町が100%、相手方が0%といたし、大和町は相手方に対し車両の損害額15万6,424円を支払うものでございます。

専決の期日は平成30年1月30日でございます。

以上、ご報告をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

以上で、報告事項2 損害賠償の額を定め、和解することについてを終了いたします。

日程第 5 「議案第 2 号 大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」

日程第 6 「議案第 3 号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第 4 号 大和町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 5 号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第 6 号 大和町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 7 号 大和町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第 8 号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

日程第 10 「議案第 9 号 大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律の施行に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 1 1 「議案第 1 0 号 大和町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例」

日程第 1 2 「議案第 1 1 号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」

日程第 1 3 「議案第 1 2 号 大和町環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 1 4 「議案第 1 3 号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

日程第 1 5 「議案第 1 4 号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例」

日程第 1 6 「議案第 1 5 号 平成 2 9 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 1 7 「議案第 1 6 号 平成 2 9 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 1 8 「議案第 1 7 号 平成 2 9 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 1 9 「議案第 1 8 号 平成 2 9 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

日程第 2 0 「議案第 1 9 号 平成 2 9 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

日程第 2 1 「議案第 2 0 号 平成 2 9 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

日程第 2 2 「議案第 2 1 号 平成 2 9 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

日程第 2 3 「議案第 2 2 号 平成 2 9 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 2 4 「議案第 2 3 号 平成 2 9 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 2 5 「議案第 2 4 号 平成 2 9 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 2 6 「議案第 2 5 号 平成 2 9 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第 2 7 「議案第 2 6 号 平成 2 9 年度大和町水道事業会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第5、議案第2号 大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例から日程第29、議案第26号 平成29年度大和町水道事業会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、議案書6ページをお願いいたします。

議案第2号 大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

標記条例を次のように定めるものでございます。

この条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、平成30年4月1日より居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲により条例を定めるものでございます。

居宅介護支援事業所とは、要介護者が介護サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類や内容、提供などを定めたケアプランを作成し、支援する事業所でございます。

町内には黒川病院、JAあさひなケアサービスセンターなど10カ所の事業所がございます。

今後は、それらの事業所の指定、事業に対する指導監督権限が県から町へ移行されることとなるものでございます。

なお、この条例につきましては、国の指定居宅介護支援省令をもとにした参考条例をベースに整備をしたものでございます。制定の内容といたしましては、6ページの第1章から第4章までの構成となっております。第1章総則の第1条から第3条につきましては、条例の趣旨から指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件といたしまして、法人とするものでありまして、第3条では事業の基本方針を定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2章では、居宅介護支援の事業の人員に関する基準を定めるものでございます。

第4条は、従業者の人数の基準を定め、事業所ごとに1人以上の常勤である介護支援専門員の配置を、第5条では管理者の基準を定め、主任介護支援専門員の配置を定

めるものでございます。

8ページからの第3章では、事業の運営に関する基準となりまして、第6条から11ページの第15条までにつきましては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスや福祉サービスが多様な事業所から効果的に提供されるよう配慮する指定居宅介護支援の基本的取扱方針や具体的取り扱いの方針についてを定めたものでございます。

16ページからの第16条から20ページの第31条までにつきましては、利用者及び町等への報告等に関すること及び管理者の責務、体制等の事業者の運営に関する基準を定めるものでございます。

第4章の32条では、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準の準用を定めるものでございます。

議案書21ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございますが、第15条の指定居宅介護支援の具体的取扱方針の規定につきましては、平成30年10月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、平成33年3月31日までの間につきましては、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第5条第1項に規定する管理者とすることができるものとするものでございます。

この条例の制定にあわせまして、大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別冊となっております条例議案説明資料第2号関係の新旧対照表によりましてご説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

議案第2号関係、大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

第14条中指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第9号を大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条第9号に改めるものでございます。

これにつきましては、国の基準が今回制定します町の条例の基準となるものでございます。

第93条第2項中、指定居宅介護支援等基準第13条各号を指定居宅介護支援等基準条例第15号各号に改めるものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

休憩時間は10分間といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第2号につきまして、資料が手元に見つけかねたとか、いろいろありましたので、再度保健福祉課長から説明をいただきます。保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

大変慌てて説明してしまいました。大変申しわけありませんでした。

先ほどの附則の3号におきまして、大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正が必要となりますことから、皆様方に本日お渡しさせていただきました条例議案説明資料議案第2号関係の1ページをお願いしたいと思います。

議案第2号関係、大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

第14条中の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第9号」を「大和町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条第9号」に改めるものでございます。

こちらについては、今まで国の基準だったものが、今回新たに条例を制定したことによりまして、町の基準に改正されるものでございます。

第93条第2項中、指定居宅介護支援等基準第13条各号を指定居宅介護支援等基準条例第15号各号に改めるものでございます。

どうぞよろしく申し上げます。大変申しわけありませんでした。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書22ページをお願いいたします。

議案第3号でございます。

大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨としましては、平成30年度からの国民健康保険都道府県単位化に伴いまして、これまでの保険運営主体が町から県になることによりまして、国民健康保険条例の改正が必要となったものでございます。

説明資料の条例新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思います。1ページになります。

改正の内容でございますが、第1章第1条中の町の行う国民健康保険の後の事務というところの追加でございます。

第2章第2条中の国民健康保険運営協議会を市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会というふうに改めるものでございます。

さらに、第2項を追加しまして、これまでの名称で協議会を運営する必要がございますので、大和町国民健康保険運営協議会と規定するものでございます。

議案書22ページのほうにお戻りいただきます。

附則としまして、この条例につきましては、平成30年4月1日からの施行となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

続きまして、議案書23ページをお願いします。あわせて条例議案等説明資料議案第3号から第14号関係をご用意願います。

議案第4号 大和町心身障害児就学指導審議会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

大和町心身障害児就学指導審議会条例の一部を次のように改正をするものでござい

ます。

この条例改正につきましては、平成25年10月4日付で文部科学省初等中等教育局長から障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援についての通知がありました。この通知の中には、現在多くの市町村の教育委員会に設置されている就学指導委員会については、早期からの教育相談支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、機能の拡充を図るとともに、教育支援委員会といった名称とすることが適当であるとの内容がありましたので、その通知に基づき題名を大和町教育支援委員会と改め、関係する文言を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、条例議案等説明資料2ページから3ページの大和町心身障害児就学指導審議会条例新旧対照表で説明をさせていただきます。

題名を「大和町教育支援委員会条例」に改め、本則中、「審議会」を「委員会」に、「会長」を「委員長」に、「副会長」を「副委員長」に改めるものでございます。

第1条第1項中「心身に」を削り、「就学指導に関する」を「就学に係る教育支援に関し」に、「心身障害児就学指導審議会」を「教育支援委員会」に改めるものでございます。

第2条第2校中「任命」の次に「又は委嘱」を加え、同項第4号を「特別支援教育関係職員」に改め、第5号として「関係行政機関職員」を加えるものでございます。

議案書23ページにお戻りを願います。

附則第1項施行期日として、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項経過措置として、この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の大和町心身障害児就学指導審議会条例第2条の規定により任命されている委員は、この条例により改正後の大和町教育支援委員会条例第2条の規定により任命または委嘱されたものとみなすものでございます。この場合において、当該委員の任期につきましては、新条例第3条の規定にかかわらず、当該委員の在任期間とするものでございます。

第3項は、大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正として、大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

条例議案等説明資料の4ページをごらん願います。

附則第3項関係、大和町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表でございます。

別表の心身障害児就学指導審議会の項中、「心身障害児就学指導審議会」を「教育支援委員会」に、「会長」を「委員長」に改めるものでございます。よろしくお願ひします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

議案書25ページをお願いいたします。

議案第5号でございます。

大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の趣旨としましては、後期高齢者医療制度の住所地特例に関する改正に伴うものでございます。

これまで国民健康保険の被保険者で他県に住所地特例を持ち75歳になり後期高齢者医療に移行した場合、現住所地の後期高齢者広域連合の被保険者となったものですが、制度改正により国保の住所地特例をそのまま継続し、住所地特例地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものでございます。そのために条例の改正が必要となったものでございます。

説明資料の新旧対照表5ページをごらんいただきます。

改正の内容でございますが、新条例でございますが、第3条第5号が追加され、住所地特例者を新たな保険料徴収者とするものでございます。それに関連しまして3条関係の第2号、3号、4号につきまして準用規定を追加するものです。

さらに、同法同号につきましては法律の条項文を規定したものでございます。

なお、旧条例の附則につきましては見直しを行いまして、削除するものでございます。

議案書25ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日からの施行となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

それでは、議案書の26ページをお願いいたします。

議案第6号 大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてでございます。

この条例の一部改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、関係する3つの条例について所要の改正を行うものでございます。

議案書26ページの第1条につきましては、大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

議案書36ページをお願いいたします。

36ページの第2条からにつきましては、大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

38ページをお願いいたします。

38ページからの第3条につきましては、大和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の、合わせて3つの一部の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、国の指定基準が改正されたことに伴いまして、オペレーターに係る基準の見直しや、利用定員の見直し、事業者は従事者への身体拘束等の適性化を図るための措置を講ずるものが追加されたものであり、また、平成30年度から新たな介護保険施設の類型といたしまして介護医療院が創設されることに伴いまして、施設等の種類を掲げる既定のうち、必要な箇所に介護医療院を加えるものでございます。

なお、各条文に係ります字句の整理につきましては、省略をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、また、別冊となっております条例議案等説明資料議案第3号から14号関係の新旧対照表によりましてご説明をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

議案第6号関係（第1条関係）でございます。

大和町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

7ページの第6条から10ページの第39条につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業について定めたものであります。この部分の改正につきましては、オペレーターに係る基準の見直し、介護医療連携推進会議の開催頻度の緩和、地域へのサービス提供の推進についてを改正するものでございまして、また、施設等の種類に「介護医療院」を加えるものでございます。

10ページの第47条から12ページの第59条につきましては、夜間対応型訪問看護事業について定めたものでございまして、この間の改正につきましてはオペレーターに係る基準の見直しを改正するものでございます。

第59条の3から14ページの第59条の20につきましては、地域密着型通所介護事業についてを定めたものでございまして、こちらにつきましては字句の整理を行うものでございます。

59条の24から次ページの第59条の38につきましては、指定療養通所介護事業の基本方針並びに人員、設備、運営に関する基準について定めたものでございまして、利用定員が9人から18人に改正するものでございます。

16ページの第61条から18ページの第80条までにつきましては、認知症対応型通所介護事業について定めたものでありまして、共用型認知症対応型通所介護の利用定員の見直しを改正するものでありまして、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用定員について追加されるものであります。

第82条から22ページの第108条につきましては、小規模多機能型居宅介護事業について定めたものでありまして、施設等の種類に介護医療院を加えるものでございます。

第110条の第5項から25ページの第128条につきましては、認知症対応型共同生活介護事業について定めたものでございまして、事業者は従事者への身体的拘束等の適性を図るために必要な措置を講ずるものが追加されたものでございます。

第130条の4項から27ページの第149条までにつきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護事業について定めたものでありまして、事業者は従事者への身体的拘束等の適性を図るために必要な措置を講ずるもの及び療養病床等から医療機関の併設型の地域密着型特定施設へ転換する場合の特例について改正をするものでございます。

28ページの第151条第3項から31ページの第177条につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業について定めたものでございまして、事業者は従事者への身体的拘束等の適性を図るために必要な措置を講ずるものの追加と入所者の医療ニーズへの対応について改正をするものでございます。

第178条から33ページの第189条につきましては、ユニット型指定地域密着型介護老

人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準について定めたものでございまして、事業者は従事者への身体的拘束等の適性化を図るために必要な措置を講ずる条文の追加の改正でございます。

第191条から40ページの第202条につきましては、看護小規模多機能型居宅介護事業について定めたものでありまして、サテライト型事業者の創設や指定に関する基準の緩和が改正となるものでございます。

附則の第11条から13条につきましては、本条の適用の転換期間を6年間延長するものでございます。

附則の第13条の2につきましては、介護療養型医療施設または医療療養病床から医療機関併設型の指定地域密着型特定施設入居者生活介護に転換する場合について、人員基準の特例を設けるものでございます。

附則の第13条の3につきましては、介護療養型医療施設または医療療養病床から指定地域密着型特定施設入居者生活介護と医療機関の併設型に転換する場合について、設備基準の特例を設けるものでございます。

次に、新旧対照表の43ページをお願いいたします。

こちらが第2条関係の大和町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

第4条から45ページの第42条につきましては、介護予防認知症対応型通所介護事業について定めたものでありまして、共用型指定介護認知症対応型通所介護の利用者の定員の見直しを改正するものでありまして、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用定員について追加するものでございます。

第44条の第6項から49ページの第67条につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護事業について定めたものであり、施設等の種類に介護医療院を加えるものでございます。

50ページの第72条第2項から52ページの第86条につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護事業について定めたものでありまして、事業者は従事者への身体的拘束等の適性化を図るために必要な措置を講ずるよう条文の追加の改正でございます。

新旧対照表の52ページをお願いいたします。

こちらが第3条関係、大和町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の新旧対照表でございます。

この条例につきましては、地域包括支援センターの業務について定めたものでありまして、一つには医療と介護の連携の強化を図り、入院時における医療機関との連携の促進、そして平時からの医療機関との連携促進を加えるものでございます。

2つ目は、公正中立なケアマネジメントの確保について。

さらに、3つ目には障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努めなければならないこと等を整理するものでございます。

議案書の39ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書40ページをお願いいたします。

議案第7号 大和町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例、平成25年大和町条例第10号の一部を次のように改正するものでございます。

この条例の一部改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律の一部の施行に伴います厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令によりまして、本条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、看護小規模多機能型居宅介護の指定基準の緩和によりまして、これまで指定を受けるためには法人であることが必要でありましたが、医療法の許可を受けて診療所を開設している者も認めるとしたことに伴うものでございます。

それでは、同じく別冊となっております条例議案等説明資料議案第3号から第14号関係の新旧対照表によりましてご説明をさせていただきます。

57ページをお願いいたします。

議案第7号関係、大和町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。

第3条中の「である者」を「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る）に係る指定の申請に限る）であるもの」に改めるものでございます。

議案書の40ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案書41ページをお願いいたします。

議案第8号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町介護保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

この条例の一部改正につきましては、第7期介護保険事業計画策定に伴います新たな計画期間となります平成30年度から平成32年度までの保険料を改定するものでございます。

同じく、別冊となっております条例議案等説明資料議案第3号から第14号関係の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

58ページをお願いいたします。

議案第8号関係、大和町介護保険条例新旧対照表でございます。

第2条第1項中の平成27年度から平成29年度までを平成30年度から平成32年度までに改め、同項第1号中「35,040円」を「39,120円」に改め、同項第2号及び同項第3号中「52,560円」を「58,680円」に改め、同項第4号中「63,072円」を「70,416円」に改め、同項第5号中「70,080円」を「78,240円」に改め、同項第6号中「84,096円」を「93,888円」に改め、同項第7号中「91,104円」を「101,712円」に改め、第8号中「105,120円」を「117,360円」に改め、第9号中「119,136円」を「133,008円」に改めるものでございます。

議案書41ページにお戻りをいただきます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

なお、保険料算出の基礎となります第7期介護保険事業計画につきましては、後ほど開催されます全員協議会にてご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議案書42ページをお願いいたします。

議案第9号 大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例を次のように改正するものでございます。

この条例の一部改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、本条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

改正の趣旨につきましては、障害者がみずから望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円

滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保、向上を図るための環境整備等を行うものでございます。

それでは、別冊となっております条例議案等説明資料議案第3号関係から第14号関係の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

59ページをお願いいたします。

議案第9号関係、大和町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例の新旧対照表でございます。

第8条第7号の「地域生活相談支援給付費」を「地域相談支援給付費」に改めるものでございます。

第10条第4号の共同生活援助を第6号とし、第3号の次に第4号として就労定着支援、第5号として自立生活援助を加えるものでございます。

第11条第2項中の「法第51条の14項」を「法第51条の14」に改め、第15条第2項中の「販売」の次に「貸与」を加えるものでございます。

60ページをお願いいたします。

第16条中の「支払い」を「審査及び支払い」に改めるものでございます。

議案書42ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書の43ページをお願いいたします。

議案第10号 大和町地域活動支援センター条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町地域活動支援センター条例の一部を次のように改正するものでございます。

この改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年の4月1日から施行されることに伴いまして、本条例の所要の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、本法から引用する項の改正によるものでございます。

それでは、別冊となっております新旧対照表の61ページをお願いいたします。

議案第10号関係、大和町地域活動支援センター条例の新旧対照表であります。

第2条第1項中の「第5条第25項」を「第5条第27項」に改めるものでございます。

議案書43ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書44ページをお願いします。

議案第11号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

今回の改正につきましては、第7次地方分権一括法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成29年4月26日交付され、一部を除き平成30年4月1日施行されることとなっております。

町営住宅に関連します改正点につきましては3つございます。

1としまして、公営住宅建替事業における現地立替要件の緩和で、現在、公営住宅立替事業における建てかえができる土地については、除去すべき既設の住宅があります土地が対象となるため、法定住宅立替事業に伴います明渡請求が行えず、効率的な再編や更新が行えない問題などの解消。

2としまして、公営住宅入居者である認知症患者等の収入申告義務の緩和で、町が家賃を決定するために入居者に収入申告を義務づけております。入居者が認知症患者、知的障害者等で収入の申告をすること、または収入状況の報告の請求に応じることが困難な場合は、当該入居者の家賃は近傍同所の家賃に設定されるため、本来負担すべき家賃より高額な家賃を支払わなければならず、滞納額の増加により明け渡しにつながるケースもあることから、入居者の収入については公営住宅の事業主体、町における職権認定を可能とするもの。

3としまして、公営住宅の明け渡し請求の対象となる高額所得者の収入基準を条例で定めることを可能とするもので、入居資格を有していながら公営住宅にあきがなく、入居できない低所得者が多数いる一方で、明け渡し努力義務が課せられている収入超過者が低家賃で入居し続けている状況があり、その公平性、適格性に問題があることから、入居待機者数、住宅確保のしやすさなど、地域の実情に合った高額所得者の収入基準の設定が必要であるとして、請求の対象となる高額所得者の収入基準について条例で定めることを可能とすること。3点の改正に伴い、公営住宅法及び公営住宅施行例並びに公営住宅法施行規則について所要の改正を受け、町の条例で引用しております条項等のずれが発生したため、今回その引用先の条項等について改正するもので

あります。

済みません、新旧対照表の62ページをお願いします。

議案第11条関係、大和町営住宅管理条例新旧対照表であります。

第12条同居の承認であります。第1項中「省令第10条」を「省令第11条」に。

第13条入居の承継でございます。第1項中「省令第11条」を「省令第12条」に。

第15条収入の申告等であります。第2項中「省令第8条」を「省令第7条」に。

裏面をお願いします。済みません、63ページです。

38条町営住宅立替事業に係る家賃の特例及び39条町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例、いずれも後段部分で「令第11条」を「令第12条」に改めるものであります。

議案書44ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

それでは、議案書45ページをお願いいたします。

議案第12号でございます。

大和町環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の趣旨としましては、環境美化の促進に関する条例中に、旅館業法の引用条文がございます。旅館業法の改正によりまして条例の改正が必要となったものでございます。

説明資料の条例新旧対照表64ページをごらんいただきたいと思います。

改正内容でございますが、旧条文中、第3条第5項中の旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業が第2条2項に規定する旅館ホテル営業と改められたため、条例を改正するものでございます。

議案書45ページをお願いいたします。

附則としまして、この条例は平成30年6月15日から施行するものでございます。

以上でございますよろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

再開は午後 1 時といたします。

午前 1 1 時 5 5 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長千葉正義君。

税務課長 (千葉正義君)

よろしく申し上げます。

それでは、議案書46ページをお願いします。

議案第13号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正につきましては、国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、税額の算定方式の見直し及び税率等を改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、国保税の算定方式を資産割を除いた3方式とするもの。資産割がなくなる部分につきましては、所得割、均等割、平等割で税率を調整するもの。資産割廃止には3カ年度をかけて段階的に資産割をゼロとするものでございます。

恐れ入りますが、条例議案等説明資料65ページ、議案第13号関係新旧対照表もあわせてをお願いします。

初めに、第2条第1項の改正につきましては、課税額の定義を規定しているものでございます。

改正前につきましては、第2条1項の一つの文章で規定されていたものを、改正後は号に分けて整理され、県単位化に伴う県への納付金につきましても規定されております。

改正後の第1号につきましては、基礎課税額医療費分について、第2号につきましては、後期高齢者支援金等の税額について、第3号につきましては、介護納付金課税額につきましてそれぞれ規定するものであります。

次に、第2項から66ページ第4項までにつきましては、引用する部分が今までは第2項第1項の部分でしたが、第2項第1号、2号、3号というふうに号を引用するこ

とにより改正するものでございます。

そして、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で算定したものであったものから資産割を削り、3方式とするものでございます。この第2条の改正規定につきましては、総務省からの準則にのっとり改正しているものでございます。

続きまして、第3条から第5条の2につきましては、基礎課税額の税額の定義でありまして、税額単価を改正し、第4条の資産割額につきましては削除とするものでございます。

第3条が所得割の税率を規定している部分で、下線が引いてある部分、「100分の6.6」を「100分の6.3」と改正するものでございます。

同様に、第5条については均等割額、第5条の2については平等割額について改正しております。

続きまして、67ページの第6条から第7条の3につきましては、後期高齢者支援金の税額の定義であります。基礎課税額と同様に税率単価を改正し、第7条の資産割額につきましては削除とするものでございます。

次に、67ページの下、第8条から次の68ページ、第9条の3につきましては、介護納付金の税額の定義でありまして、同様に第9条の資産割を削除とするものでございます。

次に、第13条第2項の改正につきましては、引用条項の法の名称を加える整理を行ったものでございます。

続きまして、第23条につきましては、国民健康保険税の減額について規定しているものでございます。減額につきましては、均等割額、平等割額におきまして、その世帯の所得額に応じ、7割、5割、2割を軽減するものでございます。

第23条の1号につきましては、7割軽減の部分の規定となります。

アは基礎課税額の均等割額、イにつきましては平等割額、69ページのウにつきましては後期高齢者支援金の均等割額、エにつきましては平等割額、オにつきましては介護納付金の平等割額、カにつきましては平等割額の規定の部分でございます。本来の課税額が改正となりますので、軽減額についても連動し、改正するものでございます。

第2号につきましては、5割軽減について、次の70ページの第3号につきましては、2割軽減につきまして7割軽減と同様に軽減額を改定するものでございます。

次に、70ページの一番下の部分でございますが、附則の最後が現在は14項となっております。その14項の次に1項を加えまして、特例措置の規定を加えるものでございます。

今回の条例改正により国保税の算出方法を資産割を除いた3方式とすることになりますが、改正により急激な税負担増となる納税義務者の方も生じてしまいます。このことから、資産割を廃止するに当たっては3カ年により段階的に廃止する方法を採用したものでございます。

改正後の税率等につきましては、これまで説明したとおりでございますが、平成30年度、31年度につきましては、71ページから73ページの表のとおり、その該当する条項番号の字句、表現につきましてそれぞれの年度に記載している字句とする特例措置を設けるものでございます。

恐れ入ります、議案書50ページをお願いします。

附則でございます。第1項施行期日といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項適用区分につきましては、51ページとなります、この条例による改正後の大和町国民健康保険税条例の規定の適用につきましては、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に適用するものといたしまして、平成29年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

なお、この今回の見直しの詳細につきましては、後ほど開催されます全員協議会におきまして詳細について説明させていただきます。

申しわけございません。説明は以上となります。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書52ページであります。

議案第14号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例であります。

本条例の改正につきましては、平成29年5月12日に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、一部を除き平成29年6月15日から施行されております。

その中には、国家戦略特区特例の一般措置化により、全国の都市公園内に保育所等の設置を可能とすることや、民間による市民緑地の整備を促す制度創設、新たな用途地域として田園住居地域の創設など、都市公園の再生、活性化、緑地広場の創出、都市農地の保全・活用などの目的に改正が行われております。今回、その改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表74ページをお願いします。

議案第14号関係、大和町都市公園条例新旧対照表でございます。

最初に、新旧対照表の記載について、申しわけありませんが誤りがございます。訂正をお願いしたいと思います。

第1条の3、新・旧とも同じ文言が入ってございます。旧の部分についてはアンダーラインの分が追加となるもので、文言がないという形になるものでございます。済みません、訂正のほどをよろしくをお願いします。

もう一度言います、旧の部分のアンダーラインは生きます、ただ文言がまるっきりない状態という形になります。アンダーラインは生きて、そのアンダーラインの中に新の部分のアンダーラインの部分が入っているという形になりますので、よろしいでしょうか。大変申しわけございません。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準、第1条の3の敷地面積の標準10平方メートルから、民間による市民緑地の整備を促す制度の創出に伴い、市民緑地分が控除されるもので、市民緑地につきましては特殊緑地法で樹木、芝草等の自然的環境を一定程度有し、一定期間にわたって住民の利用に供され、都市公園と同等の機能を果たすものであることから、第1条の3中、10平方メートルの次に「(町の区域内に都市緑地法第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地(以下この条において単に「市民緑地」という。)が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積)」を加え、同じく市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準5平方メートルの次に、「(当該市外地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該緑地の住民一人当たりの敷地面積を控除して得た面積)」を加えるものであります。

また、第1条の5に6項として1項を加えるもので、運動施設の公園に対する割合であります。

現在は、都市公園の運動施設については、重要な公園施設であります。都市公園は一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設であり、一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があることなどから、現在は100分の50として制限されております。今回、緑地法等の改正に伴い、自治体みずから条例で定めることができることとなったものであります。従前の基準が都市公園としての機能を阻害する現状にない認められますことや、町の公園の状況及び今後

の整備計画等を考慮し、現在と同じ100分の50といたすものでございます。

議案書52ページにお戻り願います。

附則であります。この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、引き続きまして、議案書53ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の事項別明細書第6号につきましても、ご準備のほどをお願いいたします。

議案第15号 平成29年度大和町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ3億3,649万3,000円を減額いたしまして、予算総額を102億4,537万円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、54ページから57ページの第1表によるものでございます。

次に、第2条でございます。繰越明許費につきましまして、第2表により規定をするものでございます。

続きまして、第3条、債務負担行為の補正は、追加でございまして、第3表により規定するものでございます。

続きまして、地方債の補正でございます。第4条、内容は廃止でありまして、第4表により規定をするものでございます。

それでは、議案書58ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

平成30年度へ繰り越して執行する見込みのございます事業につきまして、記載の金額を限度といたしまして議決をお願いするものでございます。

初めに、2款1項子育て支援住宅整備事業です。金額は519万7,000円でございます。

5款1項農業振興地域整備計画変更業務、金額は502万2,000円でございます。

6款1項旗坂野営場ブローア配管修繕工事、金額は50万6,000円でございます。

7款2項舗装修繕工事（町道台ヶ森線）、金額は1,128万6,000円でございます。

7款2項橋梁点検業務、金額は907万2,000円であります。

7款2項橋梁詳細設計及び下部工影響評価業務、金額は5,429万円でございます。

7款3項河川改修工事（準用河川明ヶ沢川）、金額は1,358万8,000円でございます。

8款1項防災Wi-Fi機器等設置工事、金額は1,496万2,000円でございます。

9款2項吉岡小学校基本構想調査検討業務、金額は199万8,000円であります。

10款1項農業用施設災害復旧事業、金額は1,722万2,000円であります。

10款2項道路災害復旧工事（町道三ヶ内大角線）、金額は432万円であります。

10款2項河川災害復旧工事（準用河川山田川）金額は3,719万8,000円でございます。

10款3項農業用施設災害復旧事業、金額は26万5,000円でございます。

合計では13件、金額にいたしまして1億7,492万6,000円となるものでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございます。こちらにつきましては、追加をするものでございます。

公園施設等管理業務につきましては、4月1日より委託業務が開始されることから、平成29年度中に発注調達行為を行うため、債務負担行為をお願いするものでございます。期間は平成29年度から30年度まで、限度額は4,254万6,000円でございます。

杜の丘児童館運営につきましては、定員の増加分を追加させていただくものでございまして、期間につきましては29年度から31年度まで、限度額が1,300万円でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

第4表地方債補正につきましては、廃止をいたすものでございます。

災害援護資金貸付金につきましては、貸付者がなかったことによるものでございます。臨時財政対策債につきましては、歳出減額によります財源調整の結果、廃止とするものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書6号、3ページをお願いしたいと思います。

初めに、歳入でございます。

1款町税4項町たばこ税1目町たばこ税につきましては、加熱式たばこの普及により、紙巻たばこの消費が減少しておりますことから、減額をいたすものでございます。

13款分担金・負担金1項分担金1目民生費分担金につきましては、保育所に係りまます日本スポーツ振興センターへの保護者の分担金の確定によります減額でございます。

2項負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金につきましては、保育所の入所児童の確定によります保育所運営費506万9,000円を減額し、利用者の増加がありました放課後児童クラブ延長利用料を追加するものでございます。

14款使用料及び手数料1項使用料3目農林水産使用料1節農業使用料につきましては、ふれあい農園の未使用区画分を減額するものでございます。

5目土木使用料3節住宅使用料につきましては、入居者の見込みにより減額するものでございます。

2項手数料3目衛生手数料2節飼犬手数料につきましては、狂犬病予防集合注射の実績確定により減額するものでございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金につきましてはでございます。1節保険基盤安定負担金、2節児童手当負担金、4節児童福祉費負担金、5節老人福祉負担金、それぞれ交付決定によります減額または増額をいたすものでございます。

4ページをお願いいたします。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節個人番号カード交付事業費補助金は、事業費の確定によります減額でございます。

2節電子計算費補助金は、社会保障番号制度システム整備費の一部につきまして、翌年度へ繰り延べいたすことによりまして減額をするものでございます。

2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金につきましては、子ども子育て支援事業の清算による追加計上であります。

4目土木費国庫補助金2節社会資本総合交付金につきましては、公営住宅等ストック総合改善事業費の確定によりまして減額するものでございます。

5目消防費国庫補助金1節災害対策費補助金につきましては、住宅建築物耐震改修事業の申し込みがなかったことから、減額をするものでございます。

6目教育費国庫補助金1節教育総務費補助金は、私立幼稚園就園奨励費の清算による追加でございます。

2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金は、要保護児童生徒援助費の清算による減額でございます。

4節社会教育費補助金は、被災者支援総合事業の清算による減額でございます。

7目特定防衛施設周辺調整交付金につきましては、事業の確定並びに二次分、S A C O分の交付決定によるものでございます。

16款県支出金1項県負担金1目民生費負担金でございますが、国庫負担金同様に1節保険基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金の交付決定によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

2項県補助金でございます。

1目総務費県補助金につきましては、2節ドクターヘリランデブーポイント環境整

備事業補助金は、事業費の確定によるものでございます。

2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金につきましては、子ども子育て支援事業費及び施設型給付費は、実績見込みによる追加計上、少子化対策支援市町村交付金は、事業の確定による減額でございます。

4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては、農業委員会交付金の交付内示により追加計上するもの、経営所得安定対策等推進事業費及び多面的機能支払い交付金事業費は、事業費の確定によります減額、農地利用最適化交付金は、交付決定によります追加計上でございます。

2節林業費補助金につきましては、市町村森林所有者情報活用推進事業の事業費確定による減額でございます。

5目消防費県補助金1節災害対策費補助金につきましては、申し込みがなかったことによる減額でございます。

6目市町村振興総合補助金につきましては、対象事業の確定による清算でございます。

7目みやぎ環境交付金につきましては、対象事業の確定による清算でございます。

8目災害復旧費県補助金1節農地等災害復旧事業補助金及び3節被災者児童生徒就学支援事業補助金につきましては、補助金の交付決定によります追加でございます。

6ページでございます。

3項委託金1目総務費委託金4節統計調査費委託金につきましては、各種統計調査の事業確定によります減額でございます。

5節選挙費委託金につきましては、選挙執行費の確定によります減額でございます。

17款財産収入1項財産運用収入2目利子および配当金につきましては、各種基金の利子収入につきまして確定見込額によります調整となるものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金は、歳出減額の財源調整によりまして、戻し入れをするものでございます。

3目防衛施設周辺調整交付金基金繰入金につきましては、事業費の調整により1,000万円を追加繰り入れするものでございます。

21款諸収入4項受託事業収入2目農業費受託事業収入につきましては、農地中間管理機構受託事業の清算見込みによります調整でございます。

21款諸収入5項雑入2目場外車券売場交付金につきましては、実績見込みによります減額でございます。

3目雑入につきましては、このページから7ページにかけて、保育所職員給食

費から小鶴沢処理場関連事業受託事業費につきまして、事業費等の確定見込みによりそれぞれを調整するものでございます。

その他の収入は、前年度医療給付実績によります後期高齢者医療広域連合からの清算等を計上いたしまして、雑入の合計は89万4,000円の減額となるものでございます。

続きまして、22款町債1項町債につきましては、1目民生債、議案のところでも申し上げましたとおり、災害援護貸付金につきましては、貸付者がなかったことにより廃止するものでございます。

3目臨時財政対策債につきましても廃止するものでございまして、歳出減額によります財源調整によるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

それでは、続きまして、8ページの歳出のほうのご説明をさせていただきます。

1款1項1目議会費でございます。9節旅費につきましては、議員の皆様の費用弁償の精算見込み。11節需用費につきましては、議会だより印刷製本費の精算見込みによりまして減額をいたすものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。2節給料、3節職員手当及び4節共済費につきましては、一般職員の人件費の調整を行ったものでございます。

なお、以下、各款の2、3、4節の人件費関係につきましては、同様の調整によるものでございますので、説明のほうは省略をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

13節委託料につきましては、職員健康診断委託の実績見込みにより減額をいたすものでございます。

次に、2目文書広報費でございます。11節需用費でございます。広報「たいわ」印刷の清算見込みにより減額をいたすものでございます。

12節役務費でございます。郵便料金に不足が見込まれますことから、208万8,000円の増額をいたすものでございます。

13節委託料でございます。個人情報取扱事務データベース化業務の確定によりまし

て、減額をいたすものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

続きまして、3目財政管理費でございます。

7節賃金につきましては、入札参加資格登録受付やふるさと寄附繁忙期の事務補助員賃金でございますけれども、清算による減額でございます。

8節報償費につきましては、入札監視委員会の開催回数の確定による減額でございます。

18節備品購入費につきましては、契約差金を減額するものでございます。

25節積立金は、財政調整基金及び町債管理基金につきまして、基金から発生しました利子見込額によります積み立てを追加するものでございます。

東日本大震災復興基金につきましては、利子収入の見込額並びに充当事業費が確定したことによります積み戻しをあわせて行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

続きまして、5目財産管理費でございます。

11節需用費につきましては、消耗品など実績見込みによりまして減額をするものでございます。

13節委託料につきましては、マイクロバス等の運転業務の実績見込みにより減額するものでございます。使用料及び賃借料につきましては、契約差金や実績見込みにより減額するものでございます。

18節備品購入費につきましては、4月からの職員数増加に対応するため、机、椅子等の備品を購入するものでございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、宮床財産区造成基金への償還金等を計上したわけでございますけれども、前年度で、28年度で償還は終了してございまして、誤って計上したものでございまして、今回減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長 （三浦伸博君）

続きまして、6目企画費でございます。

初めに、13節委託料でございます。

町民バス運行業務及び吉田地区及び鶴巣地区子育て支援住宅敷地造成実施設計等業務につきましての額の確定によります減額補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、テレビ共同受信施設修繕工事及び金取北チェーン着脱場整備工事費の額の確定によります減額補正をお願いするものでございます。

18節備品購入費でございます。町民バス車両更新に伴います購入費の額の確定によります減額補正をお願いするものでございます。

25節積立金につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次交付の内定がありまして、子ども医療費助成事業及び教育用コンピューター整備に係ります基金積立金の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

次に、7目電子計算費でございます。11節需用費でございます。ウイルス対策等ソフトウェアの年次更新及び消耗品の経費の精算見込みによりまして減額をいたすものでございます。

12節役務費につきましては、本庁と出先機関との通信契約費の精算見込みにより減額をいたすものでございます。

13節委託料でにつきましては、マイナンバーカードなど旧姓併記対応業務委託を今年度施行可能範囲での委託とすることといたしまして、減額をいたすものでございます。さらに、各種電算機気保守業務の精算見込みによる減額もでございます。

10ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、各種システム機械などの借り上げ料の精算見込みにより減額をいたすものでございます。

15節工事請負費につきましては、サーバー室空調機器設置工事の清算により減額を

いたすものでございます。

18節備品購入費につきましては、来年度の職員増に対応するための情報系端末、職員用のパソコンですね、それを増設するための増額をいたすものでございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。11節需用費でございます。防災行政無線施設再送信施設電気料金の不足が見込まれますことから、増額をいたすものでございます。

次に、13目諸費のうち、総務課分につきましてご説明いたします。

8節報償費でございます。大和町表彰式におけます表彰人数の実績によりまして減額をいたすものでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

都市建設課、同じく諸費でございます。防犯対策費の15節工事請負費になります。防犯灯の新設及び省エネ改修工事であります。新規設置については、全て電柱添架分で6カ所、省エネ改修分として28カ所となったもので、額の確定に伴います減額補正であります。

よろしく願いします。

議長（馬場久雄君）

税務課長千葉正義君。

税務課長（千葉正義君）

続きまして、2項徴税费2目賦課徴収費でございます。

初めに、8節報償費につきましては、納税貯蓄組合への完納報奨金の実績見込み等により減額するものでございます。

次に、11節需用費につきましては、各種納税通知書等の印刷費の執行見込みにより減額するものでございます。

12節役務費につきましては、口座振替手数料の執行見込みより減額するものでございます。

13節委託料につきましては、国税連携システム、滞納管理システムの保守業務及び固定資産税基礎資料更新業務、確定申告支援システム改修業務の契約額の確定により減額するものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、執行見込みにより減額するものでございます。

11ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会の負担金額の確定により、減額するものでございます。

27節公課費につきましては、公用車車検時の自動車重量税の確定により減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、吉岡南第2土地区画整理の換地作業経費及び個人番号カード交付事務に関する補正となるものでございます。

13節につきましては、区画整理換地に伴う住所表示変更業務の額の確定によります減額でございます。

19節につきましては、個人番号カード関連の事務委託交付金の減額見込みによる補正でございます。地方公共団体情報システム機構 J-L I S への委託交付金となるものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

引き続き11ページでございます。

4項3目県知事選挙執行費、さらに、次の12ページの4目衆議院議員選挙執行費でございますが、選挙執行費の確定によりまして、各節それぞれ減額をいたすものでござ

ございます。

次に、5項1目統計調査費でございます。

1節報酬につきましては、統計調査員の増により増額をいたすものでございます。

8節報償費につきましては、就業構造基本調査記入者の実績により減額をいたすもの、9節旅費につきましては、調査員への費用弁償の実績により増額をいたすもの、11節需用費につきましては、消耗品、食糧費の実績により増額をいたすものでございます。

次の13ページでございますが、2款6項1目監査委員費につきましては、人件費の調整のみでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。

13節委託料につきましては、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定業務委託料及びセラピー広場委託料の実績見込みによります差額の減額補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、社会福祉協議会への補助金額の確定によります減額補正でございます。

28節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を減額するものでございまして、主に財政安定化支援事業、乳幼児医療費助成事業及び保険基盤安定制度における保険税軽減分、保険者支援分の額の確定に伴います減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目老人福祉費の8節報償費及び11節につきましては、敬老会の実績額の確定によります賞賜金及び食糧費の減額補正でございます。

20節扶助費につきましては、敬老祝い金、介護用品購入費助成事業費の実績見込みによります減額と老人保護措置費の1人分の追加に要する費用の補正をお願いするものでございます。

28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への繰出金の補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。（「続けて」の声あり）

済みません、4目障害者福祉費でございます。

9節旅費につきましては、障害者認定調査に係ります調査員の費用弁償の補償でございます。

13節委託料につきましては、障害福祉サービスシステム改修委託料の額の確定に伴います減額、社会福祉協議会への相談支援事業業務委託料、地域活動支援センター運営委託料の額の確定によります補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、自動車運転免許取得等助成に係ります補正のお願いをするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

6目後期高齢者福祉総務費でございます。

28節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険基盤安定負担金の額の確定、事務費の繰り入れの調整に伴いまして、減額補正をするものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございます。

12節役務費は、受給者証等の発送に係ります郵便料金の精算見込みによります減額でございます。

13節委託料は、吉岡南土地地区画整理組合換地処分に伴うあんしん子育て医療費助成受給者証発行に係りますシステム改修業務委託料の確定によります減額でございます。

20節扶助費は、未熟児養育医療費助成の実績見込みによる減額でございます。

2目児童措置費のうち、子育て支援課所管分の児童手当支給等事業について説明を

いたします。

15ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、支払い通知に係る郵便料金の精算見込みによるものでございます。

20節扶助費につきましては、児童手当の支給費の実績見込みによります減額を行うものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

同じく3款2項2目児童措置費の20節になります。

町民生活課分ですが、第三子以降育児支援事業の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、3目母子福祉費でございます。母子福祉費は、母子福祉家庭医療費の助成に要したものでございまして、12節役務費は、郵便料金の精算見込みによるもの、20節扶助費は母子福祉家庭医療費助成の実績見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

4目保育所費は、保育所管理費、私立保育園運営費、もみじヶ丘保育所費に係るものでございます。

7節賃金は、もみじヶ丘保育所の用務員賃金について、確定見込みによりお願いをするものでございます。また、臨時保育士賃金につきましては、確定見込みによる減額もあわせて行うものでございます。

11節需用費につきましては、もみじヶ丘保育所の事務用品等の消耗品及び燃料費の確定見込みにより減額を行うもの、13節委託料は、認可保育所運営に係ります実績見

込みにより今回追加補正をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、小規模保育園、事業所内保育園への給付負担金、補助金は認可外保育施設利用者補助金、認可外保育施設助成事業補助金、障害児保育事業、延長保育事業、地域子育て支援事業の実績見込みによりそれぞれ減額を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

5目児童館費は、児童館管理費、宮床、吉田、鶴巢、落合各児童館の運営に係るものでございまして、7節賃金は宮床児童館用務員の賃金について確定見込みにより予算措置をお願いするもの、また、各児童館の児童厚生員の確定見込みにより減額を行うものでございます。

13節委託料は、宮床児童館基本計画策定業務について、今回執行しなかったもので減額をするもの、また、宮床児童館基本設計及び実施設計業務委託につきましては、確定見込みによりそれぞれ減額を行うものでございます。

18節備品購入費は、杜の丘、もみじヶ丘、吉岡の各児童館の放課後児童クラブの利用定員の見直しに伴いまして、定員増加分に係りますランドセル収納ボックス分、あるいは座卓を新たに購入することで、今回新たに補正のほうの予算措置をお願いするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

3項災害救助費1目復興支援費の21節貸付金でございます。災害援護資金貸付金の利用がなかったものによりまして、減額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。

17ページをお願いいたします。

7節につきましては、代替保健師等の賃金に係ります減額補正をお願いするものでございます。

13節委託料につきましては、妊婦一般健康診査委託料及び健康づくり業務委託料の実績見込みによります減額補正でございます。

20節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健康診査助成事業の実績見込みによりま

す減額補正でございます。

28節繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金の減額補正でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

13節委託料につきましては、各個別予防接種、基本健康診査、各がん検診業務委託に係ります実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

3目環境衛生費でございます。

13節委託料につきましては、不法投棄監視パトロール、臨時粗大ごみの引き取り、水質検査、狂犬病予防注射などの業務委託金が確定したことによります減額補正をお願いするものでございます。

18節につきましては、防疫用の機械器具購入費の額の確定によります減額補正をするものでございます。

4款2項1目廃棄物処理費でございます。

8節につきましては、資源回収奨励金の額の確定による減額補正をするものでございます。

11節につきましては、もみじヶ丘クリーンステーションの塗装修繕工事などの額の確定によります減額補正をするものでございます。

19節につきましては、クリーンステーションの整備費補助金の実績見込みによる減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分間といたします。

午後 1時54分 休 憩

午後 2時07分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 (馬場久雄君)

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 (文屋隆義君)

それでは、続きまして5款農林水産業費であります。産業振興課に関する項目についてご説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

1項農業費1目農業委員会費の9節旅費の費用弁償、11節需用費の消耗品費、12節役務費の通信運搬費、14節使用料及び賃借料の車借上料と有料道路通行料は、農業委員会事務局費及び農業者年金委託事業費の事業実績見込みによりまして、あわせて29万1,000円の減額補正をお願いするものであります。

3目農業振興費の11節需用費、消耗品費は、農地中間管理事業の委託事務の実績見込みによる増額をお願いし、19節負担金補助及び交付金は、町有害鳥獣被害対策協議会に対して、イノシシ、熊の捕獲頭数の実績見込みによる費用弁償と報奨金の追加に伴う負担金の増額と、多面的機能支払交付金事業の実績による補助金の増額をお願いするものであります。

5目農地費の19節負担金補助及び交付金は、事業実績により補正をお願いするものでございますが、県営嘉太神ため池改修事業調査費負担金については、吉田川流域ため池、大和町ほか3市3カ町村組合において負担することにより、減額をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。

県営八志田堰用水路改修事業費の負担金については、額の確定による減額、大和町土地改良区への排水機場洪水調整事業費補助金についても、額の確定により増額をお願いするものでございます。

28節操出金につきましては、農業集落排水事業特別会計へ繰り出しするものであり、額の確定により減額をお願いするものであります。

6目水田農業対策費の19節負担金補助及び交付金は、水田営農条件整備補助金の額の確定により減額をお願いするものであります。

議長（馬場久雄君）

ここでちょっとお待ちください。

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

大変申しわけございませんですが、2目農業総務費、18ページに一旦お戻りをいただきたいと思っております。済みません、挙手のタイミングがおくれまして、飛んでしまいました。

2目農業総務費でございます。

事業内訳のうち、農業総務費につきましては人件費調整でございまして、財政課関係、基幹集落センターと町民研修センターの管理費についてご説明させていただきます。

11節需用費につきましては、実績見込みにより消耗品及び修繕料を減額するものでございます。

13節委託料につきましては、清掃業務、14節使用料及び賃借料は、AEDの借上料、15節工事請負費は、基幹集落センター玄関ポーチ修繕工事、それぞれ契約確定によりまして減額をいたすものでございます。

以上でございます。申しわけございませんでした。

議長（馬場久雄君）

改めまして、産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

大変申しわけございませんでした。

引き続きご説明申し上げます。

2項林業費1目林業振興費の18節備品購入費は、森林情報管理システム導入事業により、林地台帳を作成管理するためのパソコン購入費用であり、額の確定により減額をお願いするものであります。

次に、6款商工費であります。

2目商工振興費の13節委託料は、第一仙台北部中核工業団地ののり面除草業務委託の完了による減額、19節負担金補助及び交付金は、企業立地奨励金の額の確定による減額、22節補償、補填及び賠償金は中小企業振興資金損失補償の対象者がいなかったことにより、減額をお願いするものであります。

3目観光費の13節委託料は、吉岡宿本陣案内所業務委託料の実績見込みにより減額をお願いするものであります。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして7款土木費1項1目土木総務費であります。

事業内訳であります。

土木管理費については、道路台帳作成及び修正業務に伴うもの、用地対策費については、国土調査訂正測量委託に伴うものでございます。

13節委託料であります。平成29年度道路台帳作成及び修正業務については、額の確定によります減額を、国土調査訂正測量委託については、申し出等により判明しました訂正箇所業務の一部不足が生じたもので増額を、額確定の減額から増額を差し引きました金額について減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2項1目道路維持費であります。13節委託料であります。吉岡地区、宮床小野地区の街路樹剪定業務及び北部工業団地内の植樹帯、流通平工業団地内の道路のり面の除草、支障木伐採業務並びに町道維持管理業務の実績見込みによります減額をお願いするもの。

2目道路新設改良費であります。

13節委託料であります、国土交通省補助事業の23橋の橋梁点検、（仮称）下草橋及び高田中央橋の測量設計業務、並びに防衛相補助事業の若柳大平線の用地測量業務の額の確定に伴います減額を、15節工事請負費であります、防衛省補助事業の桧木上舞野線改良舗装外1路線、流通平1号線舗装改良外2路線及び天皇寺排水路整備工事の実績見込みによります減額をお願いするものであります。

3目橋梁維持費の15節工事請負費で、樋場橋の撤去工事の実績見込みによります減額をお願いするものであります。

続きまして、21ページをお願いします。

3項1目河川費であります。

15節工事請負費につきましては、準用河川茗荷沢川の河川改修工事で現況河川と接続となります。上流部において延長24メートルを増嵩し、事業の進捗を図るもの。

19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町河川愛護会への負担金で、同愛護会において繰越金が生じていたことから、愛護会総会におきまして見直しを行ったことにより、その差額について減額をするものであります。

続きまして、4項1目都市計画総務費であります。

19節負担金補助及び交付金については、東日本大震災被災県の自治体の負担が免除となりました全国街路事業促進協議会の負担金の減、同じく2目下水道費の28節繰出金については、実績見込みにより減額を、3目公園費であります、13節委託料については、都市再生整備事業の杜の丘2号、3号の調査設計、もみじヶ丘歩道橋の補修設計等実績見込みにより減額するもの。15節工事請負費については、一部工事を予定しておりましたが、委託業務完了に時間を要しているため、国、県と調整を行い、次年度において整備することとなるため減額をお願いするもの。

続きまして、5項1目住宅管理費であります。

13節委託料で、国土交通省補助事業の長寿命化計画策定業務の額確定に伴います減額補正であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 (櫻井和彦君)

続きまして、22ページをお願い申し上げます。

8款消防費1項2目非常備消防費でございます。

9節旅費でございますが、全国女性消防活性化大会への参加を予定しておりましたが、不参加ということになりまして、その費用の分を減額をいたすものでございます。

続いて、3目消防施設費の11節需用費でございます。消防自動車等の燃料費の確定見込みにより減額をいたすものでございます。

18節備品購入費につきましては、第二分団杜の丘班の小型動力ポンプ付軽積載車購入事業費の確定により減額をいたすものでございます。

続いて、5目災害対策費の13節委託料でございます。木造住宅耐震診断士等委託に

ついてでございますが、申込者がなかったことから減額をいたすものでございます。

15節工事請負費につきましては、ドクターヘリランデブーポイント案内看板設置工事費の確定により減額をいたすものでございます。

18節備品購入費につきましては、自主防災組織貸与資機材、発電機等でございますが、購入費の確定によりまして減額をいたすものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、木造住宅耐震改修工事助成事業につきまして、申込者がなかったことから減額をいたすものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

続きまして、9款1項2目事務局費についてご説明申し上げます。

事務局費は、事務局運営費の補正をお願いをするものでございます。

25節積立金につきましては、学校校舎建設基金利子の確定見込みにより補正をお願いをするものでございます。

28節繰出金につきましては、奨学事業費の確定見込みにより一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

2項1目学校管理費につきましては、小学校総務費の補正をお願いをするものでございます。

8節報償費につきましては、卒業生への記念品代の清算見込みにより減額するものです。

14節使用料及び賃借料につきましては、陸上記録会等の児童輸送のためのバス借上料の清算見込みにより減額するものでございます。

23ページをお願いします。

2目教育振興費につきましては、小学校教育振興費の補正をするものでございます。

20節扶助費につきましては、要保護及び準用保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費の事業費確定見込みにより減額するものです。

3目施設整備につきましては、小学校維持管理費の補正をお願いをするものでございます。

15節工事請負費につきましては、吉田小学校講堂照明器具交換工事費の確定見込み

により減額するものです。

4目小学校建設費につきましては、小学校建設費の補正をお願いをするものでございます。

13節委託料につきましては、吉岡小学校基本構想調査検討業務費の確定見込みにより減額をするものでございます。

3項1目学校管理費につきましては、中学校総務費の補正をお願いをするものでございます。

7節賃金につきましては、作業員は環境整備作業員賃金の清算による減額、巡視員は体育館の使用申請の増により、体育館巡視員賃金の補正をお願いをするもの、用務員は最低賃金改定により用務員賃金の補正をお願いをするものでございます。

8節報償費につきましては、中学校卒業生記念品代の清算見込みにより減額をするものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、大和中学校、宮床中学校のスクールバス代替によりますタクシー借上料の清算見込みにより減額をするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、中総体東北大会等の参加事業に対する補助金でございますが、該当参加者がありませんでしたので、減額をするものでございます。

2目教育振興費につきましては、中学校教育振興費の補助金の確定見込みにより財源調整を行うものでございます。

4目中学校建設費につきましては、中学校建設費の補正をお願いをするものでございます。

15節工事請負費につきましては、宮床中学校校庭拡張事業によりますバックネット等の施設整備工事の事業費確定見込みにより減額をするものでございます。

18節備品購入費につきましては、大規模改修工事を行いました宮床中学校南校舎の普通教室及び特別教室用の備品購入費の事業費確定見込みにより減額をするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

それでは、24ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費1節報酬につきましては、社会教育委員に対する報酬を精査し、減額するものでございます。

8節の報償費につきましては、放課後子ども教室、文化講演会、志まなび塾等の謝礼を精査し、減額するものでございます。

9節旅費の費用弁償につきましては、社会教育委員会議等を精査し、減額するもので、特別旅費につきましては、志まなび塾の視察研修の事業完了に伴い減額するものでございます。

12節役務費につきましては、事業完了に伴い傷害保険料を減額するものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、会場及び車借上料につきましては、親子ふれあいキャンプ、大和っ子未来塾、そして入場料金につきましては、志まなび塾の視察研修が完了したことに伴い減額するものでございます。

19節負担金、補助金及び交付金につきましては、東北地区社会教育研究大会ジュニアリーダー育成事業等の完了に伴い減額するものでございます。

2目公民館費でございます。8節報償費につきましては、地域交流のつどいや各種講座講師謝礼を精査し、減額するものでございます。

9節旅費につきましては、全国公民館大会等の費用弁償を精査し、減額するものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、全国公民館大会、お達者クラブ、移動研修の車借上料につきまして、事業完了に伴い減額するものでございます。

25ページをお願いいたします。

19節負担金及び交付金につきましては、全国公民館大会負担金を精査するものでございます。

3目文化財保護費4節の共済費につきましては、社会保険料につきましては非常勤等の雇用保険、健康保険料を精査したものでございます。

7節賃金につきましては、作業嘱託職員の今後の事業を精査し、減額するものでございます。

8節報償費につきましては、郷土史講座、文化財巡りの事業完了に伴い減額するものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、機械借上料については、今後の事業を精査し、減額するもので、車借上料、通行料につきましては、文化財巡りの事業完了に伴

い減額するものでございます。

4目まほろばホール管理費でございますが、11節事業費につきましては、光熱費、電気料、上下水道代に不足が見込まれるため、増額補正をお願いするものでございます。

15節工事請負費につきましては、全ての事業契約が完了したので、減額するものでございます。

5項1目の保健体育総務費でございます。1節報酬につきましては、スポーツ推進審議会の今後の支払い見込みにより減額するものでございます。

13節委託料につきましては、スポーツフェア事業完了に伴い、減額するものでございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、宮城ヘルシー大会の事業完了に伴う車借上料を減額するものでございます。

15節工事請負費につきましては、ダイナヒルズ多目的広場フェンス改良工事が完了したので、減額するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

それでは、26ページをお願いいたします。

10款災害復旧費でございます。1項1目農業用施設災害復旧費の19節負担金補助及び交付金は、県営農地等災害復旧事業負担金として、昨年10月の台風21号で被災した嘉太神ため池の災害復旧事業に係る負担金であり、126万4,000円の追加をお願いするものであります。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

同じく、10款2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費であります。

13節委託料で、台風21号の被災箇所の測量及び設計業務の額確定に伴います減額補正であります。

同じく2目河川災害復旧費であります。事業内訳の災害復旧費及び単独災害復旧費におきましては、災害査定準備におきまして、国債に該当する範囲が広がったことにより、単独災害費より補助災害費に調整を行ったものであります。

13節委託料であります。先ほどの道路災害復旧費と同じく、災害箇所の測量及び設計業務の額確定に伴います減額補正であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長（村田良昭君）

済みません、25ページの一番下の広場管理費なんですけれども、11節の修繕料につきましては、大変済みません、レクリエーション広場のてんぐ巣病の修繕が終わりましたので、それに伴う精査でございます。よろしく申し上げます。大変失礼いたしました。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

26ページになります。

3項2目農林施設災害復旧事業費の19節負担金補助及び交付金は、県営農地等災害復旧事業負担金として、平成27年9月の台風18号で被災しました嘉太神ため池と大平排水機場の災害復旧事業に係る負担金であり、27万2,000円の追加をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

続きまして11款公債費1項1目元金でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、町へ返済のありました災害援護貸付金を県へ償還するため追加をいたすものでございます。

一般会計につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、議案書の61ページをお願いいたします。

特別会計になります。

議案第16号でございます。平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）でございます。

平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次のとおり定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,839万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,699万1,000円とするものでございます。

2項でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の35ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目療養給付費等国庫負担金につきましては、額の確定によります減額を行うものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金につきましては、額の確定により減額を行うものでございます。

6款2項2目民生費県補助金につきましても、額の確定によります減額を行うものでございます。

7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、額の確定による減額を行うものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金につきましては、1節は減額、3節は増額、4節は減額、5節は減額と繰り入れ額の決定によりまして補正を行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、減額補正を行うものでございます。歳出でございます。

37ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費につきましては、職員手当等の増額を補正するものでございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、財源の調整を行うものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費につきましては、給付見込みにより減額をするものでございます。

3目一般被保険者療養費につきましては、財源の調整を行うものでございます。

4目退職被保険者等療養費につきましては、給付見込みによる減額を行うものでございます。

2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、財源の調整を行うものでございます。

2目退職者被保険者等高額療養費につきましては、給付見込みにより減額を行うものでございます。

38ページをお願いいたします。

3目、4目につきましては財源の調整を行うものでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金等につきましては、財源の調整を行うものでございます。

5款1項1目介護納付金につきましても、財源の調整をするものでございます。

6款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、実績見込みにより減額を行うものでございます。

7款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、確定により減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、議案書の64ページをお願いいたします。

議案第17号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ850万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ20億2,539万8,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次ページ以降の第1表によるものでございます。

それでは、事項別明細書の41ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目介護保険給付費につきましては、現年度分介護給付費の国庫負担金の補正をお願いするものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金につきましては、現年度分調整交付金の確定見込みによります補正をお願いするものでございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、現年度分地域支援事業費の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、現年度分に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、現年度分介護給付費の県の負担金の補正をお願いするものでございます。

3項1目地域支援事業交付金は、現年度分地域支援事業費の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節につきましては、現年度分介護給付費に係ります繰入金、2節は職員給与費に係ります繰入金、4節は地域支援事業繰入金の現年度分実績見込みによります減額補正、5節は低所得者保険料軽減分を繰り入れするものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳出見合いを繰入するものでございます。

43ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費の3節につきましては、職員手当等の補正でございます。

2款保険給付費1項2目施設介護サービス給付等費から3項1目介護予防サービス

給付等費の19節負担金補助及び交付金につきましては、それぞれの介護サービス給付費負担金の見込額の補正をお願いするものでございます。

4款地域支援事業費1項2目介護予防ケアマネジメント事業費の13節につきましては、介護予防ケアマネジメントの業務委託に要します委託料の補正をお願いするものでございます。

3項4目生活支援体制整備事業費の8節及び13節につきましては、事業費実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

5目認知症総合支援事業費の8節、9節につきましても、事業費実績見込みによります減額補正でございます。

4項1目任意事業費の13節及び14節につきましては、あんしんコールセンターの委託料及び機械借上料に係ります実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書67ページをお願いいたします。

議案第18号 平成29年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1,358万5,000円を減額いたしまして、予算総額を1,680万1,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、第1表のとおりでございます。

第2条繰越明許費につきましては、2表により規定するものでございます。

69ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

平成30年度へ繰り越して執行する見込みのある事業につきまして、金額を限度に議決をお願いするものでございます。

2款1項3目森林総合研究所分収造林管理事業でございます。金額は341万3,000円でございます。

それでは、事項別明細書47ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 2 目 利子及び配当金は、基金利子の実績見込額を追加するものでございます。

2 項 1 目 不動産売払収入は、財産区有地を電力送電鉄塔敷地として処分したことに伴いまして、土地売払収入及び流木売払収入を計上いたすものでございます。

2 款 1 項 1 目 財産造成基金繰入金は、歳入歳出の見合いで393万3,000円を減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目 繰越金につきましては、28年からの繰越金の実績によりまして66万5,000円を追加するものでございます。

4 款 1 項 1 目 森林総合研究所支出金につきましては、分収造林管理事業の実績により、928万5,000円を減額するものでございます。

3 項 1 目 雑入につきましては、作業道補修に係る負担金を実績により減額し、あわせて電力送電線からの地役権設定補償金を追加いたしまして、両者合わせまして、合計で168万7,000円の減額となるものでございます。

48ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2 款 1 項 2 目 財産管理費につきましては、作業道補修の事業費確定によります減額でございます。

3 目 森林総合研究所分収造林管理費でございます。

9 節は職員旅費の清算によります減額でございます。

13 節 委託料につきましては、間伐及び作業道新設の事業費の確定によりまして減額するものでございます。

続きまして、議案書70ページをお願いいたします。

議案第19号 平成29年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算補正でございます。歳入歳出それぞれ238万3,000円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ629万5,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書50ページをお願いしたいと思います。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目 財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いで78万2,000円を減額するものでございます。

4款1項繰越金につきましては、65万円を追加計上するものでございます。

5款1項1目森林総合研究所支出金につきましては、吉田檀ノ下地内での除伐事業等の事業費確定による清算でございまして、減額となるものでございます。

次に、歳出でございます。

2款1項3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、9節の旅費は清算により減額するものでございます。

12節役務費は、森林災害保険につきまして、研究所との協議によりまして更新しないこととなりましたことから、減額となるものでございます。

13節委託料につきましては、檀ノ下地内の除伐事業等の事業費確定によりまして減額清算いたすものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書72ページをお願いいたします。

議案第20号 平成29年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入予算の補正でございます。予算総額の増減はございませんで、歳入の款項での調整をお願いするものでございます。

事項別明細書51ページをお願いいたします。

歳入の補正でございます。

1款1項2目利子及び配当金につきましては、基金利子の実績見込みによりまして追加をいたすものでございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入見合いで減額をいたしまして、3款繰越金につきましては、23万2,000円を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

続きまして、議案書74ページをお願いします。

議案第21号 平成29年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

平成29年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

るものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ304万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ634万4,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊、事項別明細書の53ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

3款1項1目1節奨学事業基金繰入金につきましては、事業費確定見込みにより基金繰入金を減額するものでございます。

2項1目1節一般会計繰入金につきましても、事業費確定見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

4款1項1目1節繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目事業費でございます。21節貸付金につきましては、貸付金の確定により減額補正でございます。

2目事務費でございます。1節報酬につきましては、奨学事業審議委員会委員報酬の確定見込みにより減額するものです。

9節旅費につきましても、奨学事業審議委員会委員費用弁償の確定見込みにより減額をするもの。

25節積立金につきましては、奨学事業基金積立金を増額補正をするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、議案書の76ページをお願いいたします。

議案第22号でございます。平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成29年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ646万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億937万1,000円とするものでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書の56ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料につきましては、見込みにより減額するものでございます。

2目普通徴収保険料につきましては、見込みにより増額をするものでございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、確定により減額をするものでございます。

2目保険基盤安定繰入金につきましては、確定により減額をするものでございます。

4款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金が確定したことにより増額をするものでございます。

5款1項1目受託事業収入につきましては、健診受託事業収入の確定により減額をするものでございます。

57ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理費3節につきましては、職員手当等の補正をするものでございます。

13節委託料につきましては、健診事業委託費の確定による減額を行うものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金19節につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金の確定による減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長（熊谷 実君）

それでは、議案書の78ページをお願いいたします。

議案第23号 平成29年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成29年度大和町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,089万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億4,782万2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

第2条、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第2表によるものでございます。

議案書80ページをお願いいたします。

第2表地方債補正の変更でございます。

公共下水道事業債の補正前の額2,090万円を1,380万円に、流域下水道事業債の補正前額940万円を920万円といたしまして、起債の合計額1億3,030万円を1億2,330万円に減額補正を行うもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

事項別明細書60ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料につきましては、本年度の収入見込み額により補正を行うものでございます。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金は、補助事業に係る下水道事業費の額確定に伴います減額補正でございます。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金は、本年度収支精算見込みによります減額補正でございます。

6款諸収入2項1目雑入は、小鶴沢循環線の管理に係る経費の清算見込みにより増額するものでございます。

7款町債1項1目下水道債につきましては、公共下水道債、流域下水道債の額確定による減額補正でございます。

次に、61ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款土木費 1 項 1 目一般管理費で、13 節委託料につきましては、特定事業所及び流域下水道接続点における水質調査委託料の額確定による減額でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金に額の確定による減額補正でございます。

27 節公課費につきましては、消費税及び地方消費税額の確定によります減額でございます。

次に、2 項 1 目建設費につきましては、単独事業、補助事業、流域下水道建設負担金に係る補正でございますが、15 節工事請負費につきましては、単独事業といたしまして、車橋かけかえに伴う下水道管移設工事を県事業の事業進捗に合わせまして平成 30 年度に事業とするための減額でございます。補助事業といたしましては、長寿命化事業等で事業実績見込みによる減額補正とするものでございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、工事請負費でも説明させていただいておりますが、車橋かけかえに伴う下水道圧送管の水道事業に委託いたします移設工事費の水道事業への負担金とあわせまして、流域下水道建設負担金の本年度負担分の額確定に伴います減額補正でございます。

以上でございます。

続きまして、農業集落排水特別事業でございます。

議案書 81 ページをお願いいたします。

議案第 24 号 平成 29 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

平成 29 年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれに 119 万 1,000 円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ 5,974 万 7,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるものでございます。

事項別明細書 64 ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、本年度収支精算見込みによる減額補正でございます。

4 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度決算余剰金の増額計上ござい

ます。

歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費 1 項 1 目一般管理費で、13 節委託料につきましては、宮床クリーンセンターの汚泥処理業務等の実績見込みにより減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

続きまして、戸別合併処理浄化槽特別会計に移らせていただきます。

議案書83ページをお願いいたします。

議案第25号 平成29年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成29年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれに913万円を減額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ5,187万円とするものでございます。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

第2条、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、第2表によるものでございます。

議案書86をお願いいたします。

第2表地方債補正の変更でございます。

合併処理浄化槽整備事業債の補正前の額700万円を310万円に減額補正を行うものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法は記載させていただいておりますとおりでございます。

事項別明細書66ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、本年度の収入見込額により補正を行うものでございます。

3 款国庫支出金 1 項 1 目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、補助事業に係る合併処理浄化槽事業整備費の額確定に伴います減額補正でございます。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、本年度事業収支精算見込みによる減額補正でございます。

5 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度決算余剰金の増額計上でござい

ます。

6 款諸収入 2 項 1 目雑入でございますが、消費税の還付金が発生したことに伴います補正を行うものでございます。

7 款町債 1 項 1 目下水道債につきましては、合併処理浄化槽債の額確定により減額補正するものでございます。

67 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款合併処理浄化槽費 1 項 1 目一般管理費で、13 節委託料につきましては、町管理の浄化槽の保守、清掃、点検業務に係る点検料の額確定による減額をお願いしてございます。

2 項 1 目合併浄化槽建設費でございますが、15 節工事請負費につきましては、事業確定による減額を計上するものでございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、吉岡西部地区に 2 基の整備補助金を予定してございますけれども、整備要望がなかったことによりまして減額補正を行うものでございます。

2 款公債費 1 項 1 目元金、23 節償還金利子及び割引料につきましては、償還金額の確定、2 目利子 23 節償還金利子及び割引料につきましては、償還金利子額の確定によります減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

さらに、続きまして、水道事業会計をお願いいたします。

議案書 87 ページでございます。

議案第 26 号 平成 29 年度大和町水道事業会計補正予算（第 5 号）でございます。

第 1 条、総則でございます。平成 29 年度大和町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 2 条収益的収入及び支出でございます。平成 29 年度大和町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

1 款水道事業収益から 1,172 万円を減額いたしまして、合計を 9 億 9,728 万 3,000 円といたしまして、1 項営業収益におきましても同額を減額いたしまして、合計 7 億 8,380 万 4,000 円とするものでございます。

支出でございます。

第 1 款水道事業費用から 1,172 万円を減額いたしまして、合計を 9 億 2,571 万 6,000 円といたしまして、1 項営業費用においても同額を減額いたしまして、合計 9 億 384

万4,000円とするものでございます。

事項別明細書70ページをお願いいたします。

平成29年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的収入及でございます。

第1款水道事業収益1項2目受託工事収益であります。下水道事業特別会計でも説明させていただいておりますが、水道事業において受託することになっておりました県道車橋かけかえに伴う下水道圧送管移設工事費でございますけれども、県事業の発注が平成30年度において実施されるということに決まったものでございますので、減額補正を行うものでございます。

支出でございます。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項2目受託工事につきましては、収益的収入と同理由で減額補正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあした、3月1日の午前10時です。

どうもお疲れさまでした。

午後3時07分 延 会